群馬県知事

	再生利用個別指定業変更指定申請書			
		年	月	日
あて				
	由諸者			

ふりがた

ふりがな 住 所

ふりがな 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

郵便番号

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条第1項の規定により、 産業廃棄物の再生利用個別指定業の事業の範囲の変更の指定を受けたいので、関係 書類及び図面を添えて申請します。

指	定	Ø	年	月	日			年	月	日		
指	,	定	番		号							
	再生活用及び		変見	更前								
変更の	再生	再生輸送		変	更後							
内容	勺			更前								
廃棄物	物の	種類	変	更後								
変	更	0	D :	理	由							
変更に係る再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力												
変更に係る再生利用の用に 供する施設の方式、構造及 び設備の概要												

変更予定年月日 担当者役職氏名 ** 事務処理欄 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類 2 変更後の再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類 4 生活環境保全上の対策を記載した書類 5 取引関係を記載した書類 6 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類 7 再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類 8 再生輸送業者が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類 10 申請者が法人である場合には、その住民票の写し(本籍、外国人にあっては、国籍等)が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)の記載がないものに限る。) 11 申請者が出後である場合には、その住民票の写し(本籍、おける貸借対照表、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 13 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 13 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 14 申請者が一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、定業廃棄物収集運搬業者しくは産業廃棄物処分業、文は再生利用個別指定業の指定を受けている場合には、その許可記等の写し 15 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物の収集運搬又は処分に関する講習を修了した者にあっては、その修了証の写し	変更に係る取引関係							
※ 事 務 処 理 欄 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類 2 変更後の再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 3 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類 4 生活環境保全上の対策を記載した書類 5 取引関係を記載した書類 6 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類 7 再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類 8 再生輸送業者が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類 9 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書 10 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍(外国人にあっては、国籍等)が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)の記載がないものに限る。)11 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面 12 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸情が照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類でおける場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類である場合には、資産に関する調書、直前3年の所税の納付すべき額及び納付済額を証する書類では、計算者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所税の納付すべき額及び納付済額を証する書類で表別の納付すべき額及び納付済額を証する書類では、当時者が一般廃棄物収集運搬業者しくは産業廃棄物処外業、業廃棄物収集運搬業者しくは産業廃棄物処分業、業廃棄物収集運搬業者しくは産業廃棄物処場を設計する。当時者が個別指定業の指定を受けている場合には、その許可証等の写し 15 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物の収集運搬又は処分に関する講習を修了した者にあっては、その修了証の写し	変更予定年月日	年 月 日						
1 変更後の事業計画の概要を記載した書類 2 変更後の再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 3 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類 4 生活環境保全上の対策を記載した書類 5 取引関係を記載した書類 6 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類 7 再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類 8 再生輸送業者が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類 9 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書 10 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍(外国人にあっては、国籍等)が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)の記載がないものに限る。) 11 申請者が法第7条第5項書面(2 申請者が法分である場合には、資産に関する調書、直前3年のあ有場の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 13 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類14 申請者が一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業者しくは産業廃棄物処分業の許可又は再生利用個別指定業の指定を受けている場合には、その許可証等の写し 15 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物の収集運搬又は処分に関する講習を修了した者にあっては、その修了証の写し	担当者役職氏名	連絡先電話						
2 変更後の再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 3 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所号権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類 4 生活環境保全上の対策を記載した書類 5 取引関係を記載した書類 6 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類 7 再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類 8 再生輸送業者が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類 9 申請者が活した書類 10 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍(外国人にあっては、国籍等)が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)の記載がないものに限る。) 11 申請者が活第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面 12 申請者が法外である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 13 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を記する書類 14 申請者が一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業者しくは産業廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業者とは、その許可証等の写し 15 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物の収集運搬又は処分に関する講習を修了した者にあっては、その修了証の写し	※事務処理欄							
世 之	添付書類及び図面	2 変更後の再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 3 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類 4 生活環境保全上の対策を記載した書類 5 取引関係を記載した書類 6 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類 7 再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類 8 再生輸送業者が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類 9 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び法人の登記事項組入である場合には、記載されたもので、本籍(外国人にあっては、の記載がないものに限る。)11 申請者が活第7条第5する告には、記しない者であることを誓約する書とを誓約する言は、法人税の納付することを誓約する言は、法人税の納付する調書、遺活がは対済額を記載した書類 12 申請者が法人である場合には、資産に関する調書、直における貸借対照表、損益計算 13 申請者が一般廃棄物の名場合には、資産に関する調書、書類の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する業に、資産に関する調音とで、対対付済額を記載した書類 13 申請者が一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、又は再生利用個別指定業の指定を受けている場合には、予定を選集を表表している場合には、資産に関する調音と認及び納付済額を証する場合には、資産に関する調音と認及び納付済額を証する場合には、資産に関する調音と認及び納付済額を証する場合には、資産を要物の対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対						

- 備考1 ※の欄は記入しないこと。2 添付書類及び図面のうち、11、12、13及び15以外のものは、その内容に変更がない限り添付を要しない。3 2部提出すること。